

台北市文化局所有歴史的建造物の再利用事例に見る空間と運営の評価

正会員 ○楊惠亘*
同 西村幸夫**歴史的建造物 再利用 行政所有
民間経営

0 研究背景

この数十年の間に、様々な文化遺産の保全計画が立てられてきて、かつ文化遺産の保護活動は 20 年ほど前から行われているが、まだ市民レベルに浸透しているとはいえない。また、台湾における歴史的環境の保全に関する現行制度は、主に文化資産保存法によって、「古跡」、「歴史建築」あるいは「保存区」の指定などを行うものである。しかし、それらの関連制度がまだ十分に整備されていない。また、数十年前から、文化遺産地区周辺の商業的利用が進み、乱開発が指摘され始めている。保全された文化財は鑑賞だけではなく、人々が再利用できる空間に変化している。だが、経営状況がうまく行わず、持続できないという状況になった。

1 研究の問題意識と目的

台北市では、古い空間や建物の再利用が盛んに行われている。大量の改修費をかけ、様々な再利用空間が民間企業の委託経営の形式で運営され始めている。しかし、まだ実施されて間もないにもかかわらず、中には「入りにくい」や「客が少ない」といった空間も出始めている。これらの空間はこれから持続できない可能性がある。

本研究は先に台湾の事例から、再利用方策における視点を探す。事例の現状のハード面とソフト面から調査す

る。調査の手法としては文献調査、現地調査、後は行政から事例の運営状況、或は契約資料を基にした資料整理およびヒアリングを中心として、現在台北市行政所有そして民間に委託経営の再利用の問題を解決できる提案を行うものとする。

2 研究対象

今回の研究対象は、1.台湾では政府所有の再利用事例が圧倒的に多い。2.これから、同様の経営形態式による事例が大幅に増えることが予想されることから、台北市文化局が所有し、民間に委託経営する 12 の事例とする。

3 事例を見る視点

現状の状況と問題を理解するために、事例を調査する視点を主に二つの方面に分けた。

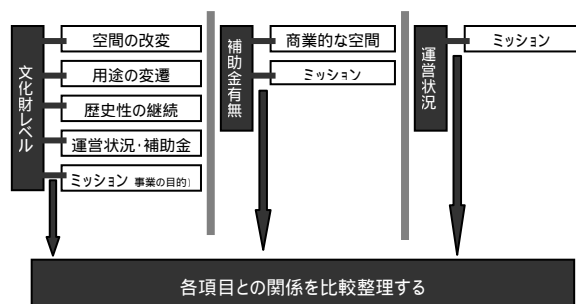
- 1) 空間歴史面：
文化財レベル—この事例の歴史価値を表すこと。
建物の様子と空間—外観と空間の変遷について調査
コンテンツ—事例の用途について調査する。
- 2) 運営面：
補助金—政府から運営方面のサポートの有無
ミッション—再利用事業の目的
運営状況—2002 年から 2005 年までの運営状況

	場所	元用途	現用途	建設年代	再利用年	元所有者	経営組織	契約期間
古跡	1 台北故事館	私用別荘、招待所、官邸、芸品館、美術家交流中心	展覧会、小さいティーパーティー、レクチャー、レストラン	1913 年	2003 年	台北市政府	陳国慈弁護士	4 年
	2 蔡瑞月舞踏研究所	文官寮	ダンススタジオ	1920 年	1953 年 2002 年改修	台北市政府	蔡瑞月文化基金会	2007 年から
	3 紫藤廬	1945 年前日治時期台湾総統府高等官舎 1950 年以降、公部門寮	茶屋	20 世紀初 約 1921 年	1975 年	1946 年後、財政部 2000 年後、台北市政府文化局	社団法人中華紫藤文化協会	3 年 3 年
	4 紅樓劇場	市場、映画館	劇場、展覧会場	1908 年	2002 年		紙風車文教基金会	5 年
	5 台北之家	アメリカ大使館官邸	咖啡馆、本屋、映画館	1926 年	2002 年		台湾映画文化協会	4 年
	6 台北当代芸術館	学校、市政府	芸術館	1920 年	2001 年	台北市政府	財団法人当代芸術基金会	4.5 年 2 年
歴建	7 草山行館	台湾糖業株式会社招待所	芸術展覧館、レストラン	1920 年代	2003 年	台湾糖業会社	佛光人文社会学院	3 年
記念建築	8 林語堂故居	個人住宅、図書館	林語堂様の文物展覧、軽い食事	1956 年	2002 年	林語堂先生記念図書館	佛光人文社会学院 私立東呉大学	3 年 3 年
	9 錢穆故居	個人住宅、図書館	名人故居（記念館）	1967 年	2002 年	台北市政府教育局	私立東呉大学	3 年 3 年
	10 牯嶺街小劇場	警察署	実験劇場、書報観覧	1906 年	2002 年	台北市政府新聞処	如果兒童劇団 身体気象館	3 年 3 年
未指定	11 市長官邸芸文沙龍	官舎	レストラン、展覧会場、会議所、小さい売り場	1935 年	2000 年	台北市政府	時報育樂株式会社	3 年 3 年
	12 台北国際芸術村	行政オフィス	芸術村、本屋、珈琲ショップ	1953 年	2001 年	台北市政府養工処	台北芸術大学 財団法人台北文化基金会	3.5 年 3.5 年

古跡：レベルが一番高い文化財・日本では指定文化財。歴建：歴史建築・日本では登録文化財。記念建築：台北市以前の制度から残した名詞。
1・2・3・4・5・10・11 番は運営的な補助がなし。6・7・8・9・12 番は運営的な補助があり。

4 台北市文化局所有建造物の事例の分析と評価

12 の事例資料を以下の分析方法の通り比較する。



12 の事例の現状の比較結果の整理は以下の通りである。

1) 文化財レベルとの関係：

- 文化財レベルを問わずに、外観が保存された。
- 文化財レベルが高いところ、外部・内部空間が改変、コンテンツを改変、維持し辛い単一の文化芸術事業を導入された。

2) 補助金有無との関係：

- 補助金がないところは、大量の商業施設が導入、維持し辛い単一の文化芸術事業を導入された。

3) 運営状況との関係：

- 運営状況がよいところは、総合的な文化芸術事業を導入された。

4 台北市再利用方策の問題点

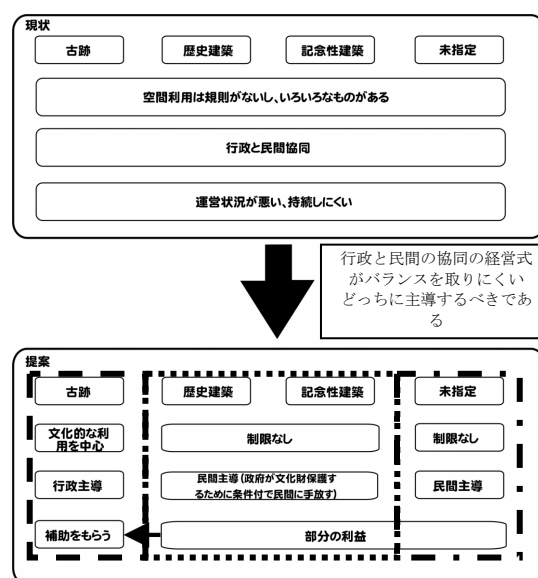
12 の事例を考察した後に、台北市文化局所有民間経営の再利用事例は二つの問題点があることが分かった。

一つは各団体が毎年の運営状況により、還元金を文化局に還元する点である。このシステムは元々、うまく働くと予想されたが、5 年経ち、現在持続できない状況になってきた。

もう一つは、再利用された事例は、①文化財のレベルを問わずに、ただ立地、再利用の性質を基準として、補助の有無を決める点である。②分析により、この 12 の事例は文化財のレベルが高いところが自立するために、大量な商業的な施設を導入した。そのため、元の歴史的な価値は完全になくなった。内部の空間は文化局が設定した元の用途と違う新しいコンテンツをあわせるために、大量に改修した。③文化財レベルが高いところの解説施設はあまりうまくできていなかった。この三つの原因で、「表層化」の現象が明らかになった。再利用された文化財の歴史文化的な価値があるものの、その価値を伝える使命が弱くなってきている。

5 台北市再利用方策の問題点を解決する提案

この二つの問題について、再利用の方策を提案する。現在の再利用の問題を中心に解決する方策は、以下のようである。文化財のレベルが高いところ(古跡)は歴史文化的価値があるので、外観が守るべき上(法律上)内部の空間もあまり変更しないほうがよい。再利用のコンテンツは元のコンテンツから検討したほうがよい。経営は現在の共同作業より、行政主導にしたほうがよい。文化財レベルが低いところ(歴史建築と記念性建築)は条件付で、民間を手放して、経営は全て民間を主導する。最後に、未指定の所、ただ古いのみのものであれば、完全に民間が自由に利用する。そして、民間を主導する部分の利益は行政(文化局)に還元する。行政はこれを利用して、文化財レベルの高いところ(古跡)をサポートする。この提案は二つの問題を同時に解決できる方法の一つ考える。



6 今後の研究課題と展開

本研究では、「台湾の文化財指定」の基準という部分が議論できなかった。現在台湾の文化財認定する制度はまだ未成熟なので、指定されたものは少数の人の価値観による。だから、もっと深く議論できると考えられる。

また、台北市だけの再利用方策について研究した。調査によると、台湾の方法は基本的には行政が主導し、行政と民間の協同経営の形式も最もあるところである。そこで、今回の結論は、台湾の再利用方策にとって、ある程度の参考に出来ると考えられる。しかし、より他の国、行政の再利用方策について比較すれば、よりよい方策が提案できると考えられる。今後、この方面を期待できる。

*東京大学工学系研究科 都市工学専攻 博士課程

**東京大学工学系研究科 都市工学専攻 教授

*PhD Course, Dept. of Urban Engineering Faculty of Engineering, Univ. of Tokyo

**Professor, Dept. of Urban Engineering Faculty of Engineering, Univ. of Tokyo